



414
A2570

凡例

書式中常ニ用ユ可キ文字ハ之ヲ印刷ニ付
シ其豫メ印刷ニ付シ難キモノニ限り場合
ニ從ヒ之ヲ記入セシム

書式中異ル事項ヲ并列又ハ順列印刷スル
モノハ場合ニ從ヒ其用ユ可キ事項ヲ存シ
他ノ事項ハ墨線ヲ以テ之ヲ抹消セシム

例ヘハ區裁判所用書式第十七號口頭辯
論調書ニ「、、關係人ニ讀聞カセシ」其第二
十八號口頭故障申立調書ニ「、、欠席判
決支拂命令ニ付シタル執行命令」ニ
對シ故障申立云々トアル其一項ヲ存シ

大
限
正
保
十
年
守
贈
月

1281



他ヲ抹消スルカ如シ

一 書式中括弧ヲ付スルモノハ説明(例 區裁判所用書式第

三號ニ「國庫ノ立替金ヲ包含ス」云云)又ハ或ル場合ニ於テ記入ス

ヘキ事項(例 區裁判所用書式第十)又ハ記入ノ例

ヲ示シタルナリ(例 區裁判所用書式第十九號ニ添付シタル執行正本ノ式文相續人云云)

一 書式欄外方形又ハ長方形内ニ在ル事件番

號、裁判言渡ノ年月日時、又ハ裁判長ノ命令

等ノ朱書ニ就テハ印板ヲ作り常ニ用ユヘ

キ文字ハ之ヲ印刻シテ記入ニ代用シ其豫

メ印刻シ難キモノニ限り之ヲ記入セシム

一 書式中一定ノ事項ヲ朱書シタルモノハ記

入ノ例ヲ示シタルニ過キス

一 書式中當事者ノ外辯護士及訴訟代理人ヲ

掲ケ法律上代理人又ハ輔佐人ヲ載セサル

モノハ普通ノ場合ヲ示シタルニ由ルナリ

一 書式中假名字ヲ朱書シ括弧ヲ付スルモノ

ハ事件ノ種類ヲ示ス符號文字ナリ(書記規則草案)

符號文字參照)

一 判決原本書式中事實及爭點ノ摘示并ニ理

由ノ説明ハ必スシモ之ヲ分載スルコトヲ

要セス

一 各書式欄外民訴ナル文字ノ下ニ數字ヲ掲

クルモノハ民事訴訟法中其書式ニ關スル

箇條ヲ示シタルナリ

區裁判所
部

號年

書式第三號 (民訴九四、九七)

訴訟上救助許可

縣府 郡市 町村 番
原告 某 職

縣府 郡市 町村 番
被告 某 職

右當事者間ノ**手間賃**請求事件ニ付、當區裁判所ハ**原告**ニ左ノ訴訟上ノ救助ヲ付與ス

一 裁判費用(國庫ノ立替金ヲ包含ス)濟清ノ假免除

一 訴訟費用ノ保證ヲ立ツルコトノ免除

一 送達及執行行為ヲ爲サシムル爲メ一時無報酬ニテ執達吏ノ附添

明治 年 月 日

區裁判所

判事

某

印

區裁判所
部

號 年

書式第 四 號 (民訴三七四)

口頭辯論
期日明治
年月日
時午前
判事印

賣買代金請求口頭訴調書

縣府	郡市	村町	番	職
原告	某			
縣府	郡市	村町	番	職
被告	某			

事實

被告ハ原告ヨリ別紙計算書ノ通り物品ヲ買受
ケ且既ニ其物品ヲ受取りタリ

證據方法

一 受取證書

申立

被告ハ原告ニ對シ賣買代金

并ニ明治年月日ヨリ明治年月日マテノ利子金

合計金

ヲ辨濟ス可キ様御判決相成度候也

右調書ハ原告承諾ノ上記名調印セリ

某

印

區裁判所

明治 年 月 日

書記

某

印

第二十一號 判決原本

第二十二號 判決正本

甲第二十三號 訴訟提起後和解調書

乙第二十三號 訴訟提起後和解調書

丙第二十三號 訴訟提起後和解調書

第二十四號 欠席口頭辯論調書 (原告 欠席)

甲第二十五號 欠席判決原本

乙第二十五號 欠席判決原本 (假執 行)

第二十六號 欠席口頭辯論調書 (被告 欠席)

甲第二十七號 欠席判決原本

乙第二十七號 欠席判決原本 (假執 行)

第二十八號 口頭故障申立調書

第二十九號	證據調期日通知書
第三十號	證人呼出狀
第三十號	添付 證言ス可キ事實
第三十一號	鑑定人呼出狀
第三十一號	添付 鑑定スヘキ事項
甲第三十二號	證人訊問調書 <small>(前誓)</small>
乙第三十二號	證人訊問調書 <small>(後誓)</small>
第三十二號	添付 宣誓書
第三十三號	鑑定人訊問調書
第三十三號	添付 宣誓書
第三十四號	口頭辯論續行期日通知書
甲第三十五號	訴訟費用確定口頭申請調書

乙第三十五號	訴訟費用計算調書
第三十六號	訴訟費用確定決定
甲第三十七號	支拂命令口頭申請調書 <small>(金)</small>
乙第三十七號	支拂命令 <small>(金)</small>
甲第三十八號	支拂命令口頭申請調書 <small>(物代替)</small>
乙第三十八號	支拂命令 <small>(物代替)</small>
第三十九號	支拂命令ニ對スル口頭異議申立調書
第四十號	支拂命令ニ對スル異議通知書
第四十一號	公示催告令
第四十二號	除權判決原本
第四十三號	訴訟記錄送付書

第四十四號	差押命令口頭申請調書
第四十五號	差押命令
第四十六號	債權轉付命令
第四十七號	債權取立命令
第四十八號	有餘動產請求差押命令
第四十九號	債權計算書差出催告書
第五十號	配當期日呼出狀
第五十一號	有餘動產假差押命令
第五十二號	債權假差押命令
第五十三號	不動產競賣手續開始決定
第五十四號	不動產競賣申立記入囑託書
第五十五號	不動產競賣申立記入抹消囑託書

第五十六號	不動產競賣期日公告
第五十七號	競落許可決定

區裁判所
部

號年

書式第 壹 號

(民訴三八二)

和解調書

縣府 郡市 村町 番 職

申立人 某

縣府 郡市 村町 番 職

相相手方 某

和解ノ費用請求目的物

一金

一金 申立人 八直マニ 明治 年 月 ヨリ 利子

合計金

和解ノ調ヒ申立ル人條項

請求金

内金

金 明治 年 月 日 支 拂

金 宛 明治 年 月 日 ヨリ 毎 年 拂

金 申 立 人 抛 棄

相 手 方 支 拂 期 日 ニ 至 リ 右 金 額 ノ 支 拂 ナ 爲 サ 、
ル ト キ ハ 申 立 人 ハ 直 チ ニ 一 時 皆 濟 ノ 執 行 ナ 求
ム ル コ ト ナ 得

和 解 ノ 費 用 ハ 各 自 負 擔 ス ヘ シ

右 調 書 ハ 申 立 人 及 相 手 方 承 諾 ノ 上 法 廷 ニ 於 テ

記 名 調 印 セ リ

申 立 人 某 印

某 印

區 裁 判 所

明 治 年 月 日

判 事 某

書 記 某 印

區裁判所
部

號年

書式第二號 (民訴九一九三)

訴訟上救助口頭申請調書

縣府 郡市 村町 番 職

申請人 某

私儀 縣府 郡市 村町 番 職

シテ訴訟費用ヲ辨シ難ク候ニ付第一審并ニ強
制執行共ニ訴訟上ノ救助御許可相成度別紙何

古 長證明書相添謹而願上候也

訴訟關係

申請人ハ何年何月何日ヨリ同何日マテ被告住
居ノ家根瓦修繕ノ手間賃金何圓何錢ノ支拂ヲ
請求セシ處被告ハ其辨濟ヲ拒ミタリ

證據方法

一 證人某

右調書ハ申請人承諾ノ上記名調印セリ

某 印

區裁判所

明治年月日、調書記 某 印

司法省總第一三〇號附屬

區裁判所用書式

用紙
美濃

第二十區裁判所用書式目錄

第十一號	和解調書
第十二號	訴訟上救助申請
第十三號	訴訟上救助許可
第十四號	賣買代金請求口頭訴調書
第十五號	買受物引渡請求口頭訴調書
第十六號	貸金請求口頭訴調書
第十七號	家賃請求口頭訴調書
第十八號	貸家明渡請求口頭訴調書
第十九號	爲替訴訟口頭訴調書
第二十號	訴狀欠缺補正命令
第二十一號	訴狀送達狀

口頭辯論
期日明治
年月日
時午
判事印

區裁判所
部

號年

書式第五號 (民訴三七四)

買受物引渡請求口頭訴調書

縣府	郡市	村町	番	職
原告	某			
縣府	郡市	村町	番	職
被告	某			

事實

原告ハ被告ヨリ別紙計算書ノ通何ヲ買
受ケ且既ニ其代價ヲ支拂ヒタリ

證據方法

一代金受取證書

申立

第十二號	送達狀
甲第十三號	郵便送達證書
乙第十三號	郵便送達證書
丙第十三號	郵便送達證書
第十三號	添付送達告知書
第十四號	公示送達
第十五號	期日呼出狀
第十六號	期日表
第十七號	口頭辯論調書
第十八號	判決原本
第十九號	判決正本
第二十號	請求認諾調書

口頭辯論
期日明治
年月日
時午
判事印

申立

被告ハ原告ニ對シ速ニ右物品ヲ引渡シ(且引渡
遲滯ニ依テ生シタル損害賠償トシテ金

仕拂候様御判決相成度候也

右調書ハ原告承諾ノ上記名調印セリ

某

印

區裁判所

明治 年 月 日

書記

某

印

區裁判所
部

號 年

書式第 六 號 (民訴三七四)

原告 某 職

縣府 郡民市 村町 番

被告 某 職

縣府 郡民市 村町 番

合指金 事實

被告ハ明治 年 月 日 原告ヨリ 年

利子ニテ金 日ヲ借受ケ且明

治 年 月 日限リ辨濟スルコトナ

約シタリ 證據方法

一借入金證書

口頭辯論
期日明治
年月日
時午
判事印

區裁判所
部

號年

家賃請求口頭訴調書

書式第七號 (民訴三七四)

治	年	月	日	マ	テ
貸借期間ハ明治	年	月	日	ヨ	リ
家賃ハ	年	月	日	限	リ
番	申	倉	庫	ヲ	借
受	ケ	テ	前	ニ	住
居	ツ	、	明	治	年
被告ハ原告ヨリ	未	縣	府	郡	市
村	町	番	職	某	職
共同債務者	實	半	民	口	頭
訴調書ハ原告	縣	府	郡	市	村
町	番	職	某	職	職

申立

被告ハ原告ニ對シ右借入金

并ニ明治 年 月 日ヨリ明治

年 月 日マテノ利子金

合計金 辨濟スヘキ様御判

決相成度候也

右調書ハ原告承諾ノ上記名調印セリ

某 印

區裁判所

明治 年 月 日 某 印

書九第 六 號 乙一四

證據方法

一借家證書

申立

被告ハ原告ニ對シ未濟ノ家賃金

并ニ明治 年 月 日ヨリノ利子

金 合計金 ナ辨

濟スヘキ様御判決相成度候也

右調書ハ原告承諾ノ上記名調印セリ

某 印

區裁判所

明治 年 月 日 書記 某 印

口頭辯論
期日明治
年月日
午前午後
判事印

區裁判所
部

號年

書式第八號 (民訴三七四)

乙一六

金	貸家明渡請求口頭訴調書	府縣	郡市	番	職
貸金	府縣	郡市	番	職	某
被告ハ原告ヨリ	府縣	郡市	番	職	某
被告ハ原告ヨリ	府縣	郡市	番	職	某
貸借期間ハ	府縣	郡市	番	職	某
家賃ハ	府縣	郡市	番	職	某
期日ニ至リ被告ニ於テ家賃ヲ拂ハサルトキハ	府縣	郡市	番	職	某

原告ハ直ニ明渡ヲ請求スルヲ得ヘキコト
被告ハ明治 年 月 日 期日ニ至ル
モ家賃ヲ支拂ハス
證據方法

一借家證書

申立

被告ハ原告ニ對シ右家屋ヲ明渡シ且未濟ノ家
賃金 并ニ明治 年
月 日ヨリノ利子金 合計
金 辨濟スヘキ様御判決相

成度候也
右調書ハ原告承諾ノ上記名調印セリ

明治 年 月 日

區裁判所

書記 某

印

某

印

口頭辯論
期日明治
年月日
時午
判事印

區裁判所
部

號年

為替訴訟口頭訴調書

書式第九號 (民訴三七四、四九四)

縣府	郡市	村町	番	職
原告	某			
縣府	郡市	村町	番	職
被告	某			

事實

被告ハ別紙明治 年 月 日付ノ金
 ノ爲替手形 支拂人 豫備支拂
 人 裏書讓渡人 振出人 保證人ナリ
 原告ハ満期日ニ至リ右爲替手形ヲ呈示シ支拂
 ナ請求セリ
 被告ハ支拂ヲ爲サ、ルニ依リ別紙拒ミ證書ヲ
 作り(且戻爲替ヲ振出シ金
 費用ヲ生シ)タリ

證據方法

一爲替手形

一拒證書

申立

被告ハ原告ニ對シ爲替金額

明治 年 月 日ヨリ年百分ノ七ノ利子金

并ニ爲替費用金

合計金

ヲ連帶シテ辨

濟スヘキ様爲替訴訟手續ニ依リ御判決相成度
候也

右調書ハ原告承諾ノ上記名調印セリ

某 印

區裁判所

明治 年 月 日

書記 某

印

區裁判所
部

號年

書式第十號

(民訴三七三一九二)

訴狀欠缺補正命令

縣府

郡市

村町

番

職

原告

某

右原告ノ差出シタル訴狀ハ一定申立

ノ點不充分ナルニ付キ明治

年月

日迄ニ補正ノ上更ニ當區裁判所ニ差出ス

可シ

明治年

區裁判所

日

區裁判所書記

某

印

表面之通

印

區裁判所
部

號年

書式第十二號

(民訴
四四五
四四六
四四七
四四八
四四九
一三六)

2111

職年號
簿
送達手數料
一
一
一金
合計金

送達狀

一書通

右當區裁判所執達吏ヲ以テ
送達セシメ候也

區裁判所
書記 某 印
明治 年 月 日

縣府

殿

契

受取人ノ署名捺印若シ能ハサルトキ拒ミタルトキ又ハ受取ラサルトキハ其事由

送達ノ年月日時

送達ノ場所

親族雇人營業使用人
筆生代理人會社ノ首
長等ニ送達シタルト
キ又ハ市町村長ニ預
置キタルトキ等ノ事
由

右之通取扱候也

區裁判所執達吏
明治 年 月 日 某 印

表面之通

印

郵便送達證書

五	四	三	二	一	區裁判所書記課發 縣府 郡 市 村町 番 宛 某	一封書	通					
						受取本人		某印				
本人不在ニ付其成長シタル男女 某 契	本人不在ニ付其妻某 渡シタリ	本人封書ヲ受取リ署名捺印スル コトヲ拒ミタリ	本人署名捺印スルコト能ハス	送達ノ年月日時	送達ノ場所	右之通取扱候也	明治年月日 郵便局 配達人某 印					
		本人不在ニ付成長シタル男女 某 契	本人不在ニ付其妻某 渡シタリ	本人封書ヲ受取リ署名捺印スル コトヲ拒ミタリ	本人署名捺印スルコト能ハス	本人不在ニ付成長シタル其雇人 某 契	本人理由ナク受取ヲ拒ミタルニ 付其場ニ差置キタリ	本人其家族雇人等受取人無之候 ニ付何 置キ住居ノ戸ニ告知書ヲ貼付シ 且其旨ヲ隣家ノ者二名ニ通知シ タリ	送達ノ年月日時	送達ノ場所	右之通取扱候也	明治年月日 郵便局 配達人某 印

區裁判所 部

號年

書式甲第十三號

(民訴一三六、一四九)

表面之通

印

區裁判所書記課發

縣府 郡 市 村町 番 宛

某

契

送達ノ年月日時

送達ノ場所

右之通取扱候也

明治年月日

郵便局

配達人某

印

本人不在ニ付成長シタル其雇人 某 契

本人理由ナク受取ヲ拒ミタルニ付其場ニ差置キタリ

本人其家族雇人等受取人無之候ニ付何 置キ住居ノ戸ニ告知書ヲ貼付シ且其旨ヲ隣家ノ者二名ニ通知シタリ

送達ノ年月日時

送達ノ場所

右之通取扱候也

明治年月日

郵便局

配達人某

印

表面之通

印

區裁判所
部

號年

書式乙第十三號

(民訴一四三六、一四四八、一四四九)

乙二四

郵便送達證書

四		三		二		一		一封書		通	
女男 某	本人不在ニ付成長シタル其	本人不在ニ付其妻某	本人不在ニ付筆生某	受取本人	某	某	某	區裁判所書記課發	縣府 郡 市 村町 番	宛	
送達ノ場所		送達ノ年月日時		七		六		五			
右之通取扱候也				本人家族雇人等受取人無之		本人理由ナク受取ヲ拒ミタ		本人不在ニ付成長シタル其			
明治年月日				候ニ付何		ルニ付其場ニ差置キタリ		雇人某			
郵便局				置キ事務所ノ戸ニ告知書ヲ		貼付シ且其旨ヲ隣家ノ者ニ		名ニ通知シタリ			
配達人				市町村告知書ニ預		者ニ		者ニ			
某				預		者ニ		者ニ			
印				預		者ニ		者ニ			

表面之通

印

區裁判所
部

號年

書式丙第十三號

(民訴一三六、一四八、
四七五、一四九)

乙二五

郵便送達證書

五	四	三	二	一	一封書 區裁判所書記課發 縣府 郡 市 村町 番 某 宛 宛				
本人不在ニ付成長シタル其男女 某ニ渡シタリ	本人不在ニ付其妻某ニ渡シタリ	本人不在ニ付役員某ニ渡シタリ	本人封書ヲ受取リ署名捺印スルコトヲ拒ミタリ	受取本人 某 印	送達ノ年月日時	送達ノ場所	八 本人其家族雇人等受取人無之候ニ付何置キ住居ノ戸ニ告知書ヲ貼付シ且其旨ヲ隣家ノ者二名ニ通知シタリ	七 本人理由ナク受取ヲ拒ミタルニ付其場ニ差置タリ	六 本人不在ニ付成長シタル其雇人某ニ渡シタリ
右之通取扱候也					明治年月日 郵便局 配達人 某 印				

表面之通

印

書式甲、乙、丙第十三號添附 (民訴一四五、一四八)

送達告知書

一封書 通

右 區裁判所書記課ヨリ 宛

ノ封書何 村町市長ニ預置候間速ニ

受取可申候也

郵便局

明治 年 月 日

配達人 某 印

區裁判所
部

號年

書式第十四號 (民訴一五七)

公示送達

縣府 郡市 町村 番 職

原告 某

縣府 郡市 町村 番 職

被告 某

右當事者間ノ 事件ニ付當區裁判所ハ

原告ノ申立ニ因リ別紙訴狀ヲ公示ス

區裁判所

明治 年 月 日

區 判 裁 所

書記 某

印

職年號

送達手數料
一金
合一
合計金

日期呼出狀

原告

間ノ何々

被告

事件ニ

付キ口頭辯論ノ爲メ

明治 年 月 日 午前 午後 時

當區裁判所へ出頭可致候也

明治

區判年

月

日

區裁判所

書記

某

印

縣府

殿

契

受取人ノ署名捺印若シ能ハサルトキ拒ミタルトキ又ハ受取ラサルトキハ其事由

送達ノ年月日時

送達ノ場所

親族雇人營業使用人筆生代理人會社ノ首長等ニ送達シタルトキ又ハ市町村長ニ預置キタルトキ等ノ事由

右之通取扱候也

區裁判所執達吏

明治 年 月 日 何 某 印

書式第十五號

(民訴 四四五、四四八、四六一、四七六、四七九、四五二)

明治 年 月 日 期 日 表								
						二	一	番期 號日
						午	午	午後 前時
						時	時	番記 號錄
							(ハ)	當 事 者 ノ 表 示
							乙甲	辯 護 士 訴 訟 代 理 人 等 ノ 表 示
							被告 原告 被告 原告 被告 原告	辯 護 士 訴 訟 代 理 人 等 ノ 表 示
							丁丙	

書式第十六號 (民訴一五九)

表面之通

限

原告 被告 代理人 辯護士

明治 年 月 日

時 分

乙二九

印

事

書記

立會檢事

通事

列席

禁公
公開
開口頭辯論ニ依リ左ノ通明確ニス

右調書ハ法廷ニ於テ關係人ニ閱覽聞セカシメセシ處

ハ之ヲ承諾セリ

明治年月日

判事

某

印

書記

某

印

明治 年月日
時正告
一通付與
書記

明治 年月日
時正告
一通付與
書記

明治 年月日
判決言渡
判決原本
領收
書記

區裁判所
部

號年

判決原本

書式第十八號

(民訴三三六、三三七)

シ	ハ(檢事)	右當事者間ノ	立會)判決スルコト左ノ如
		右	事件ニ付キ當區裁判所
		縣府	郡市
		村町	番身分職
		右	辯護士代理人 某
		縣府	郡市
		村町	番身分職
		右	辯護士代理人 某
		縣府	郡市
		村町	番身分職
		原告	某
		縣府	郡市
		村町	番身分職

執行力アル正本ヲ付與スルハ場合
ニ從ヒ以下ノ式文ヲ附記ス(民訴五二〇、五二七、五二八、五二九)

前記ノ正本ハ原告

行ノ爲メ被告

ニ對シ強制執
行ノ爲メ被告

前記ノ第二正本ハ判事ノ命ニ依リ原告

ニ對シ強制執行ノ爲メ被告
ニ之ヲ付與ス

某ハ原告ノ(相續人ナルコト)明白ナルヲ以テ判事ノ命ニ依リ被告

ニ對シ強制執行ノ爲メ原告ノ(相續人)ニ前記ノ
正本ヲ付與ス

某 年 月 日

(公正證書)ヲ以テ原告某ノ(讓受人ナル)コトヲ證
明セシニ付キ判事ノ命ニ依リ被告
ニ對シ強制執行ノ爲メ原告ノ(讓受人)ニ前記
ノ正本ヲ付與ス

原告 年 月 日

日ノ(公正證書)ヲ以テ被告
(修繕費用ヲ辨濟セシ)コトヲ證明セシニ付キ判

事ノ命ニ依リ被告 二對シ強制執

行ノ爲メ原告 二前記ノ正本ヲ付

與ス

區裁判所

明治 年

區 月 日
判 所

書記 某

印

(各執行文ノ末尾ニ附記ス)

區裁判所
部

號年

書式第二十號

(民訴一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九)

乙三八

請書八期請求認諾調書

縣府 郡市 村町 番 職

原告 某

縣府 郡市 村町 番 職

右 辯護士 代理人 某

縣府 郡市 村町 番 職

被告 某

縣府 郡市 村町 番 職

右 辯護士 代理人 某

右當事者間ノ 事件ニ付キ明治

年 月 日 區裁判所ニ於テ原被告

任呼出ニ依リ 出頭判事 書記

立會檢事

通事

列

席

公開
禁公開

口頭辯論ニ於テ原告ハ左ノ申立ヲ爲シタ

リ

被告ハ原告ノ申立開書

書九卷二十號

乙三九

ヲ認諾セリ

原告ハ被告ノ認諾ニ因リ判決ノ言渡アラシ

トテ申立テタリ

右調書ハ當事者ニ讀聞カセシメシ處當事者ハ之ヲ承

諾セリ

當區裁判所ハ原告ノ申立ニ因リ被告ノ認諾ニ
基キ判決ノ言渡ヲ爲シタリ

明治年月日

判事 某

印

書記 某

印

第十八號
ニ準ス

第十八號
ニ準ス

第十八號
ニ準ス

判所ハ民事訴訟法第二百二十九條及第五百一
條第一號ニ依リ判決スルコト左ノ如シ

此判決ハ假リニ執行スルコトヲ得

區裁判所

明治 年 月 日

判事

某

印

區裁判所
部

號 年

判決正本

書式第二十二號

(民訴三九三三九)
五〇

縣府 郡市 村町 番身分職

縣府 郡市 村町 番身分職

右 辯護士 訴訟代理人 某

縣府 郡市 村町 番身分職

被告 某

縣府 郡市 村町 番身分職

右 辯護士 訴訟代理人 某

右當事者間ノ

事件ニ付被告ハ原告ノ

請求ヲ

認諾シタルヲ以テ原告ノ申立ニ因リ當區裁判

合計金

内

金

明治 年 月 日 支拂

金

宛明治 年 月 日ヨリ毎年 拂

金

原告抛棄

被告支拂期日ニ右金額ノ支拂ヲ爲サ、ルトキ

ハ原告ハ直ニ一時皆濟ノ執行ヲ求ムルコトヲ

得

訴訟費用ハ

右調書ハ當事者ニ讀聞カセシメシ處當事者ハ之ヲ承

諾セリ

明治 年 月 日 裁判事 某 印

乙四三

書記 某 印

區裁判所
部
號年

訴訟提起後和解調書

書式乙第二十三號

(民訴一、二二九、二三〇、
一三三、一三五、一五五九)

明治 年 月 日

府 郡 市 町 村 番

原告

某

明治 年 月 日

府 郡 市 町 村 番 職

被告

某

當事者ハ明治 年 月 日ノ(ハ)第

號 訴 狀
口頭調書ニ記載セル請求ニ付キ明治

年 月 日 區裁判所ニ 呼出ニ依リ 意

出頭判事 書記 列席

左ノ如ク和解ヲ爲シタリ

明治 年 月 ヨリ明治 年 月

迄ノ延滞家賃金

内

金 金 明治 年 月 日 支拂
宛 明治 年 月 ヨリ 毎 月 年 拂

原告ハ他ノ請求ヲ抛棄セリ

被告支拂期日ニ右金額ノ支拂ヲ爲サ、ルトキ

ハ原告ハ直ニ一時ノ皆濟并ニ貸家明渡ノ執行

ヲ求ムルコトヲ得

訴訟費用ハ

右調書ハ當事者ニ 讀聞カセシメ 所當事者ハ之ヲ承諾

セリ

明治 年 月 日

判 事 某 某 某 印 印
書 記 某 印

區裁判所 部

號 年

書式丙第二十三號

(民訴二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五)

訴訟提起後和解調書

縣 府 郡 市 村 町 番 某 職

原 告 某 職

縣 府 郡 市 村 町 番 某 職

被 告 某 職

當事者ハ明治 年 月 日 (ハ) 第

號 訴 狀 ニ 記 載 セ ル 請 求 ニ 付 明 治 年 月

日 地 方 裁 判 所 ノ 決 定 ニ 依 リ 明 治

年 月 日 午 後 前 時 出 頭 當 區 裁 判 所 受 託 判

事 ノ 面 前 ニ 於 テ 左 ノ 如 ク 和 解 ナ 爲

シ タ リ

請 求 金

利子金

合計金

内

金

明治

年

月

日

支拂

金

宛明治

年

月

日

ヨリ毎年
月拂

金

原告拋棄

被告支拂期日ニ至リ右金額ノ支拂ヲ爲サ、ル

トキハ原告ハ直チニ一時皆濟ノ執行ヲ求ムル

コトヲ得

訴訟費用ハ

右調書ハ當事者ニ閱覽聞セカシメセシ所當事者ハ之

ヲ承諾セリ

區裁判所

明治 年 月 日

受託判事

某

印

書記

某

印

區裁判所
部

號年

關席口頭辯論調書

書式第二十四號

(民訴二九、三〇、三一、
一三三、二四六、二四七)

原告	縣府	郡市	村町	番	職
某					
被告	縣府	郡市	村町	番	職
某					
右辯護士代理人	縣府	郡市	村町	番	職
某					
右當事者間ノ明治					
年					
(ハ) 第					
號事件					
付キ明治					
年					
月					
日					
午					
後前					
時					
區裁判所ニ於テ					

原告

欠席被告

出頭

判事

書記

立會檢事

通事

列席

禁公開 開口頭辯論ニ於テ被告ハ訴訟關係ニ付キ
左ノ演述ヲ爲シ

關口取録書

第六卷二十四號 (明治二十六年乙酉八月)

原告ニ對シ欠席判決ノ言渡アラシク

トナ 申立テタリ

此調書ハ被告ニ 閱覽セシメシ處被告ハ之ヲ承諾

セリ

當區裁判所ハ被告ノ申立ニ因リ原告ニ對シ欠

席判決ヲ 言渡シタリ

言渡シ其假執行

ヲ宣言シタリ

明治 年 月 日

判事 某

印

書記 某

印

第十八號
二準ス

第十八號
二準ス

第十八號
二準ス

第十八號
二準ス

區裁判所
部

號年

欠席判決原本

書式甲第二十五號

(民訴二四六二四七)

縣府 郡市 村町 某 番身分職

縣府 郡市 村町 某 番身分職

縣府 郡市 村町 某 番身分職

縣府 郡市 村町 某 番身分職

縣府 郡市 村町 某 番身分職

右原告ハ被告ニ對シ

第十八號
ニ準ス

第十八號
ニ準ス

第十八號
ニ準ス

ノ請求ニ付キ訴ヲ起シ明治 年 月

日午 後前 時口頭辯論ノ期日ニ出頭セス

被告ハ明治 年 月 日ノ期日呼出

ニ應シ出頭ノ上欠席判決ヲ以テ原告ノ訴ヲ却

下セラレンコトヲ申立テタリ

當區裁判所ハ民事訴訟法第二百四十六條及ヒ

第二百四十七條ニ依リ判決スルコト左ノ如シ

原告ノ訴ハ之ヲ却下ス

但訴訟費用ハ原告ノ負擔タル可シ

區裁判所

明治 年 月 日

裁判事 某 印

區裁判所
部

號年

書式乙第二十五號

民訴(二四六二四)
七五〇二四

第十八號
ニ準ス

第十八號
ニ準ス

第十八號
ニ準ス

第十八號
ニ準ス

欠席判決原本

縣府 郡市 村町 番身分職 某

縣府 郡市 村町 番身分職 某

縣府 郡市 村町 番身分職 某

縣府 郡市 村町 番身分職 某

右 辯護士 訴訟代理人 某

右 辯護士 訴訟代理人 某

右 辯護士 訴訟代理人 某

右 辯護士 訴訟代理人 某

右原告ハ被告ニ對シ

ノ請求ニ付キ訴ヲ起シ明治 年 月

第十八號
ニ準ス

第十八號
ニ準ス

第十八號
ニ準ス

日午
後前

被告ハ明治

年

月

日ノ期日呼出

時口頭辯論ノ期日ニ出頭セス

ニ應シ出頭ノ上欠席判決ヲ以テ原告ノ訴ヲ却

下シ且其假執行ヲ宣言セラレンコトヲ申立テ

タリ

當區裁判所ハ民事訴訟法第二百四十六條第二
百四十七條及ヒ第五百二條第五號ニ依リ判決
スルコト左ノ如シ

原告ノ訴ハ之ヲ却下ス

但訴訟費用ハ原告ノ負擔タルヘシ

此判決ハ假ニ執行スルコトヲ得

區裁判所

乙五

明治 年 月 日

判事

某

印

區裁判所
部

號年

關席口頭辯論調書

書式第二十六號 (民訴一三三九、一三〇、一三三二)

縣府 郡市 村町 番 職

原告 某

縣府 郡市 村町 番 職

右辯護士 訴訟代理人 某

縣府 郡市 村町 番 職

被告 某

縣府 郡市 村町 番 職

右辯護士 訴訟代理人 某

年(ハ)第

右當事者間ノ明治 年 第 年 月

日午 後前 時 區裁判所ニ於テ

號 事件ニ付キ明治 年 月

原告

出頭被告

欠席

判事

書記

立會檢事

通事

列席

公開
禁開

口頭辯論ニ於テ原告ハ訴訟關係ニ付キ

左ノ演述ヲ爲シ

被告ニ對シ欠席判決ノ言渡アランコトナ

乙五三

欠席判決ヲ言渡シ其假執行ヲ宣言セラレンコ

トナ申立テタリ

此調書ハ原告ニ閱讀覽聞セシメシ處原告ハ之ヲ承

諾セリ

當區裁判所ハ原告ノ申立ニ因リ被告ニ對シ欠

席判決ヲ言渡シタリ言渡シ其假執行

ヲ宣言シタリ

明治年月日

判事 某

印

書記 某

印

且被告ハ合式ノ呼出ヲ受ケ出頭セサルコトヲ
 證明シ被告ニ對シ闕席判決ヲ言渡アラシムコト
 ナ申立テタリ
 當區裁判所ハ原告カ事實上ノ供述ハ被告ノ自
 白シタルモノト看做シ其請求ヲ至當ナリトス
 ルヲ以テ民事訴訟法第二百四十六條及第二百

四十八條ニ依リ判決スルコト左ノ如シ

但訴訟費用ハ被告ノ負擔タル可シ

區裁判所

明治年月日

判事 某

印

且被告ハ合式ノ呼出ヲ受ケ出頭セサルコトヲ
證明シ被告ニ對シ闕席判決ヲ言渡シ其假執行
ヲ宣言セラレンコトヲ申立テタリ
當區裁判所ハ原告カ事實上ノ供述ハ被告ノ自
白シタルモノト看做シ其請求ヲ至當ナリトス
ルヲ以テ民事訴訟法第二百四十六條、第二百四

十八條及第五百二條第五號ニ依リ判決スルコ
ト左ノ如シ

但訴訟費用ハ被告ノ負擔タル可シ
此判決ハ假ニ執行スルコトヲ得

區裁判所

明治 年 月 日

判事

某

印

區裁判所
部

號年

書式第二十八號

(民訴二五五二五六
三七四三九四)

乙五八

口頭故障申立調書

縣府 郡市 村町 番

職

故障申立人

某

明治 年 月 日 送達アリタル明治

年 月 日 區裁判所ノ

欠席判決 支拂命令ニ付シタル執行命令

ニ故シ故障ヲ申立候也

右調書ハ故障申立人承諾ノ上記名調印ヨリ

某

印

明治 年 月 日

區裁判所

書記 某 印

原告 某 被告 某 區裁判所 書記 某 印

區裁判所 書記 某 印

區裁判所

號 年

書式第二十九號 (民訴二八〇)

證據調期日通知書

縣府 郡市 村町 番 職 某

原告 某

縣府 郡市 村町 番 職 某

被告 某

事件ニ付キ明治

控裁 訴判 院所 ノ 證據 決定

年 月 日 年 月 日 午 後 前 時

ニ於テ證據調可致候條此旨及通知

候也

區裁判所

明治 年 月 日

書記 某

印

職年號

送達手数料

一金

合一

合計金

證人呼出狀

原告

間ノ

明治 年 月 日

被告

事件ニ關シ

證據決定ニ依リ別紙表示ノ事實ニ付キ證人トシテ訊問候條

明治 年 月 日 午後 時

當區裁判所へ出頭可致候

正當ノ理由ナクシテ出頭セ

サル時ハ民事訴訟法第二百

九十四條ニ依リ不參ニ因リ

生シタル費用ノ賠償及ヒ二

十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可

明治 年 月 日

區裁判所

縣府

殿

書式第三十號

(民訴一四四、一四六、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四)

受取人ノ署名捺印若シ能ハサルトキ拒ミタルトキ又ハ受取ラサルトキハ其事由

送達ノ年月日時

送達ノ場所

親族雇人營業使用人筆生代理人會社ノ首長等ニ送達シタルトキ又ハ市町村長ニ預置キタルトキ等ノ事由

右之通取扱候也

區裁判所執達吏

明治 年 月 日 某 印

契

210

職年號

送達手數料

一金

合計金

鑑 定 人 呼 出 狀

原告

間ノ

被告

事件ニ關シ明

治ニ依リ別紙表示ノ事項ニ付

定ニ依リ別紙表示ノ事項ニ付

キ鑑定人トシテ訊問候條

明治年 月 日 午後 時

當區裁判所へ出頭可致候

正當ノ理由ヲクシテ出頭セサ

ル時ハ民事訴訟法第三百二十

二條及第三百二十八條ニ依リ

不參ニ因リ生シタル費用ノ賠

償及ニ拾圓以下ノ罰金ヲ言渡

スヘシ

明治

區
年
月
日
判
裁
所

縣府

殿

契

明治 年 月 日

區裁判所執達吏

印

右之通取扱候也

受取人ノ署名捺印若シ能ハサルトキ拒ミタルトキ又ハ受取ラサルトキハ其事由	送達ノ年月日時	送達ノ場所	親族雇人營業使用人筆生代理人會社ノ首長等ニ送達シタルトキ又ハ市町村長ニ預置キタルトキ等ノ事由
-------------------------------------	---------	-------	--

書式第三十一號

(民訴一四四一四八三二八)

區裁判所
部

號年

書式 甲第三十二號

(民訴二二九、一三〇、一三一)

證人訊問調書

縣府 郡市 村町 番

某

職

右ハ明治 年 (ハ) 第

號原告

被告

間ノ

事件

ニ付證人トシテ出頭セリ依テ偽證ノ罰ヲ諭示
シ別紙宣誓書ノ通宣誓セシメタル上後ニ訊問
スヘキ證人ノ在ラサル所ニ於テ訊問セリ
證人ノ供述ハ左ノ如シ

一 氏名

一 年齡

一 身分

一 職業

一 住居

一 當事者ト親族又ハ後見等ノ關係

証人取調書

區裁判所
部

號年

書式乙第三十二號

(民訴二二九、一三〇、一三一)
一三三、一三六、一三九、一四一)

証人取調書

縣府 郡市 村町 番

職

某

右ハ明治

年 (ハ) 第

號原告

被告

間ノ

事件ニ付證人トシテ出頭セリ依テ後ニ訊問ス
ヘキ證人ノ在ラサル所ニ於テ訊問ヲ終リタル
上僞證ノ罰ヲ諭示シ別紙宣誓書ノ通り宣誓セ
シメタリ

證人ノ供述ハ左ノ如シ

一 氏名

一 年齢

一身分

一職業

一當事者ト親族又ハ後見等ノ關係

宣誓書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス又附

加セサルコトヲ誓フ

明治年月日

某

印

書式第三十二號添付 (民訴三〇六三〇七)

一住居

一當事者ト親族又ハ後見等ノ關係

書式第三十三號添付 (民訴三一九)

宣誓書

公平且誠實ニ鑑定人タル義務ヲ履行ス可キコ
トヲ誓フ

明治 年 月 日

某

印

區裁判所
部

號年

書式甲第三十五號 (民訴八四)

訴訟費用確定口頭申請調書

縣府 郡市 村町 番 職

原告 某

縣府 郡市 村町 番 職

被告 某

右當事者間ノ明治(二)第

號 事件ニ付キ 被告ハ出頭ノ上左ノ

陳述ヲ爲シタリ

原告 明治 年 月 日

裁判所ノ執行力アル判決ニ因リ訴訟費用

ノ全部ヲ負擔ス可キ者ニ有之候

依テ別紙訴訟費用計算調書并ニ疏明書類

通提出候間右原告カ辨濟ス可キ訴訟費用額并
 = 確定決定ノ費用額御確定相成度候也
 右調書ハ申請人承諾ノ上記名調印セリ

某 印

區裁判所

明治 年 月 日

書記 某 印

區裁判所
部

號 年

書式乙第三十五號 (民訴八四)

訴訟費用計算調書

縣府 郡市 村町 番 職
原告 某

縣府 郡市 村町 番 職
被告 某

右當事者間ノ明治 年 (二) 第

號 事件ニ付テノ原告ノ訴訟費用ハ

左ノ如シ

裁判所ノ費用及ヒ立替金

一金 訴訟印紙代

一金 證人 日當 旅費

一金 鑑定人 日當 旅費

一

小計金

執達吏ノ費用及ヒ立替金

一金

手數料

一金

立替金

一

小計金

其他ノ立替金

一金

一金

一金

小計金

總計金

右調書ハ申請人承諾ノ上記名調印セリ

某

印

區裁判所

明治年月日

書記

某

印

引渡及ヒ辨濟ヲ爲サス又ハ異議ノ申立ヲ爲サ
、ルニ於テハ債權者ノ申請ニ因リ債務者ニ對
シ此命令ノ假執行ヲ宣言スルコトアル可シ
此命令ハ債權者ノ申請ニ因リ發スルモノナリ

區裁判所

明治 年 月 日

判事 某

印

乙七九

區裁判所
部

號 年

書式第三十九號 (民訴三八八)

支拂命令ニ對スル口頭異議申立調書

縣 府 郡 市 町 村 番 職

異議申立人 某

明治 年 月 日送達アリタル

區裁判所ノ支拂命令ニ應スヘキ義務無之
候間 支拂命令ノ中金何圓ノ支拂

ニ付テハ 異議ヲ申立候也

右調書ハ異議申立人承諾ノ上記名調印セリ
某 印

區裁判所

明治 年 月 日

書記 某

印

區裁判所
部

號年

書式第四十號 (民訴三九二)

支拂命令ニ對スル異議ノ通知書

明治 年 月 日 當區裁判所カ債務

者 者ニ宛テ發シタル支拂命令ニ對

シ明治 年 月 日適當ナル異議ノ

申立アリタリ此旨及通知候也

區裁判所

明治 年 月 日

區裁判所

書記 某

印

縣府

殿

支拂命令ニ對スル口頭異議申立附書

異議申立人 某

市

部

書式第三十九號 (民訴三九一)

區裁判所
部

號年

書式第四十一號 (民訴七八一)

乙八一

公 示 催 告

縣 府 郡 市 村 町 番 職

申 立 人 某

一

右 株 券 ノ 所 持 人 ハ 明 治 年 月 日

午 後 前 時 迄 ニ 當 區 裁 判 所 ニ 權 利 チ 届 出 テ 且

此 株 券 チ 提 出 ス 可 シ 若 シ 右 期 日 マ テ ニ 其

届 出 チ 爲 サ ス 且 之 チ 提 出 セ サ ル ニ 於 テ ハ 其 無

効 タ ル 可 キ コ ト チ 宣 言 ス 可 シ 依 テ 此 旨 催 告 ス

明 治 年 月 日 區 裁 判 所

區 裁 判 所

日都合三回 新聞紙上ニ公告セリ
 明治 年 月 日 公示催告期日後ニ至
 ルモ權利ノ届出ヲ爲シ且證書ヲ提出スルモノ
 ナシ依テ當區裁判所ハ公示催告申立人ノ除權
 判決申立ニ因リ前記證書ノ無効タルコトヲ宣
 言ス

明治 年 月 日

區裁判所

判事

某

印

書式第四十三號 (民訴四三二)

訴訟記録送付書

一

册

右ハ明治 年 月 日付ノ御請求ニ

因リ及送付候也

明治 年 月 日 區裁判所 書記 某 印

地方裁判所

書記課御中

區裁判所
部

號年

書式第四十四號 (民訴五九六)

乙八四

差押命令口頭申請調書

興部 年 月 日

縣府 郡市 村町 番

職

債權者 某

縣府 郡市 村町 番 職

債務者 某

請求金額

一金

一金

一金

一金

合計金

右金額ハ明治

年 月 日

裁判所ノ執行力アル判決及ヒ明治
 年
 月
 日ノ
 裁判所ノ訴訟費用確定決定
 ニ依リ債務者ノ辨済ス可キモノトス
 前記請求金額並ニ此差押命令ノ費用金
 ノ辨済ニ充ツル爲メ
 某
 ヨリ債務者ニ支拂フ可キ
 借用金
 ノ債權ニ對シ差押命令ヲ發セラレ度候也
 右調書ハ債權者承諾ノ上記名調印セリ
 某
 印
 區裁判所
 書記
 某
 印
 明治 年 月 日
 區裁判所
 書記
 某
 印

區裁判所
 部
 號 年

書式第四十五號 (民訴五九四、五九八)

差押命令	
縣府	郡市
村町	番
職	職
債權者	某
債務者	某
請求金額	
一金	
一金	
一金	
訴訟費用	
合計	
右金額ハ明治	年
月	日
年	
裁判所ノ執行力アル判決及ヒ明治	年
控訴院	

月 日ノ 區裁判所ノ 訴訟費用 確定 決定
 = 依リ 債務者ノ 辨濟ス可キモノトス
 前記金額并ニ 此差押命令申請ノ 費用金貳拾錢
 ノ 辨濟ニ 充ツル爲メ 某ヨリ 債務者ニ 支
 拂フ可キ 借用金ノ 債權ハ
 之ヲ 差押ルモノトス
 某ハ 差押ヘタル 債權額ヲ 債務者ニ
 支拂フ可カラス又 債務者ハ 右ノ 債權ニ 付キ 取
 立等 一切ノ 處分ヲ 爲ス可カラス
 區裁判所
 明治 年 月 日
 判事 某
 印

乙八六

區裁判所
部

號年

書式第四十六號 (民訴六〇〇六〇二)

債權轉付命令
 縣府 郡市 村町 番 職
 債權者 某
 縣府 郡市 村町 番 職
 債務者 某
 某ヨリ 債務者ニ 支拂フ可キ 借用
 金ノ 債權ハ 明治 年
 月 日ノ 差押命令ニ 依リ之ヲ 差押ヘタ
 ル處 支拂ニ 換ヘ 券面額ニテ之ヲ 債權者ニ 轉付
 ス
 區裁判所
 明治 年 月 日
 判事 某
 印

區裁判所
部

號年

書式第四十七號 (民訴六〇〇、六〇二)

債權取立命令

縣府 郡市 村町 番 職

債權者 某

縣府 郡市 村町 番 職

債務者 某

某ヨリ債務者ニ支拂フ可キ借用

金 某ノ債權ハ明治 年

月 日ノ差押命令ニ依リ之ヲ差押ヘタル

處債權者ハ之ヲ取立ツ可シ

區裁判所

明治 年 月 日

判事 某

印

區裁判所
部

號年

書式第四十八號 (民訴六一四六一五)

有動產請求差押命令

縣府	郡市	村町	番	職
債權者	某			
債務者	某			

請求金額

一金
一金
一金

合計金

右金額ハ明治 年 月 日ノ

裁判所ノ執行力アル判決及ヒ明治 年

控訴院

區裁判所
部

號年

書式第四十九號 (民訴五九三六二七)

乙九〇

債權計算書差出催告書

縣府 郡市 町村 番 職

債務者 某

右債務者ニ對スル請求金ノ辨濟ニ付キ差押ヘタル財産ノ競賣賣得金(差押ヘタル金錢)配當候條 月 日限り元金利息費用等ノ債權計算書ヲ差出スヘク候也

明治 年 月 日

區裁判所

區裁判所

縣府

殿

區裁判所
部

號年

書式第五十號 (民訴六二九)

配當期日呼出狀

府 郡 市 町 村 番

債務者

某

第

右債務者ニ對スル請求金辨濟ノ爲メ供託セシ
 金 配當可致候ニ付キ配當表
 ニ關スル陳述并ニ配當實施ノ爲メ明治
 年 月 日 午 時 當區裁判所ニ出頭
 可致候也
 但配當表ハ閱覽ノ爲メ 月 日ヨリ當區
 裁判所書記課ニ備置候

乙九一

ハ之ヲ差押フルモノトス
 但債務者ニ於テ金
 ルトキハ此假差押ノ執行停止又ハ其取消ヲ求
 ムルコトヲ得可シ

明治 年 月 日

區裁判所
 判事 某 印

乙九三

區裁判所
 部

號 年

書式第五十二號

(民訴七三七、七四三)
 七五〇

債權假差押命令

縣府	郡市	村町	番	職
縣府	郡市	村町	番	職
債權者	某			
債務者	某			

請求金額

一金
 一金
 一金

合計金

右金額并ニ此假差押命令ノ申請費用金五拾錢
 ノ辨濟ヲ保全スル爲メ 某 ヨリ債務

者ニ支拂フ可キ借入金ノ債
 權ハ假ニ之ヲ差押フルモノトス
 某ハ差押ヘタル債權額ヲ債務者ニ
 支拂フ可カラス又債務者ハ右ノ債權ニ付キ取
 立等一切ノ處分ヲ爲ス可カラス
 但債務者ニ於テ金ヲ供託ス
 ルトキハ此假差押ノ執行停止又ハ其取消ヲ求
 ムルコトヲ得ヘシ

明治 年 月 日

區裁判所

判事

某

印

區裁判所
部

號 年

書式第五十三號

(民訴六四四)

不動産競賣手續開始決定

縣府 郡市 村町 番 職

債權者 某

縣府 郡市 村町 番 職

債務者 某

請求金額

一金

一金

一金

訴訟費用

合計金

右金額ハ明治 年 月 日ノ

控訴院所ノ執行力アル判決及ヒ明治 年

月 日ノ 裁判所ノ 訴訟費用 確定決定ニ
 依リ 債務者ノ 辨濟スヘキモノトス
 前記金額并ニ 此決定申立ノ 費用金貳拾錢ノ 辨
 濟ニ 充ツル爲メ 當區裁判所ハ 債權者ノ 申立ニ
 因リ 縣府 郡 市 町 村 登記役所
 地物所 登記簿第 冊 丁第 號
 ニ 登記シタル 債務者 所有ノ 何縣 何郡 何村 字 何
 何番 地 田 何町 何反 何畝 何步
 ニ 付キ 競賣手續ヲ 開始シ 債權者ノ 爲メ之ヲ 差
 押 フルモノナリ

區裁判所
 明治 年 月 日
 判事 某 印

乙九五

區裁判所
 部

號年

書式第五十四號

(民訴六五一六五二)

不動産競賣申立記入囑託書

一
 一
 右 縣府 郡 市 町 村 登記役所
 地物所 登記簿第 冊 丁第 號
 ニ 登記シタル 債務者 某 所有ノ 地物所
 ニ 付キ 債權者 某 ヨリ 競賣ノ 申立有
 之候間 其旨 登記簿ニ 御記入有之度候也
 追テ 御記入ノ 上ハ 登記簿ノ 謄本并ニ 不動産上
 權利者ヨリ 差出シタル 證書有之候ハ 其抄本御

建物登記簿第	冊	丁	號	=	登記シ
タル	某	所有ノ地所建物共來	月		
日午	後前	時某所	=	於テ強制競賣	
=	付セシムヘシ				
競賣ハ		郡	市	村町	番地
執達吏	某	ナシテ之ヲ取扱ハシムヘシ			
シ					
競落許可決定ノ期日ハ明治	年	月			
日午	後前	時當區裁判所ニ於テ之ヲ開クヘシ			
田畑ノ負擔ニ係ル(地租)金					
建物ノ負擔ニ係ル(家屋税)金					
田畑家屋ハ明治	年	月			
日ヨリ明					

乙九八

治	年	月	日	マ	テ	年	金
ノ貸賃ニテ貸賃期間中ナリ							
債務者、差押債權者、執行正本ニ因ル配當要求債							
權者、登記簿ニ記入セル不動産上權利者及不動							
産上ノ權利者ニシテ其債權ヲ證明シ届出ヲ爲							
シタル者ハ競賣期日ニ出頭スヘシ							
此強制執行ニ關スル書類ハ總テ當區裁判所書							
記課ニ於テ之ヲ閱覽スルコトヲ得							
明治	年	月	日				
區裁判所							

區
裁
判
所

但競落人ハ以下ノ條件ヲ履行スヘシ

一

一

一

競賣ノ費用ハ右賣得金ヲ以テ之ヲ支拂フヘシ

區裁判所

明治年月日

判事

某

印